

(19) 日本国特許庁 ( J P )

(12) 特 許 公 報 ( B 2 )

(11) 特許番号

特許第3084240号  
(P3084240)

(45) 発行日 平成12年9月4日(2000.9.4)

(24) 登録日 平成12年6月30日(2000.6.30)

(51) Int.Cl. <sup>7</sup>	識別記号	F I
G 0 6 F 19/00		G 0 6 F 15/30 Z
G 0 7 D 9/00	4 5 1	G 0 7 D 9/00 4 5 1 C
G 0 7 G 1/12	3 2 1	G 0 7 G 1/12 3 2 1 Z

請求項の数10(全 21 頁)

(21) 出願番号	特願平8-270592	(73) 特許権者	596147622 株式会社山口銀行 山口県下関市竹崎町4丁目2番36号
(22) 出願日	平成8年10月14日(1996.10.14)	(72) 発明者	末廣 馨 山口県下関市竹崎町4丁目2番36号 株式会社山口銀行内
(65) 公開番号	特開平10-116305	(74) 代理人	100083769 弁理士 北村 仁 (外1名)
(43) 公開日	平成10年5月6日(1998.5.6)	審査官	丹治 彰
審査請求日	平成9年2月10日(1997.2.10)	(56) 参考文献	特開 平8-132761 ( J P , A ) 特開 平8-241356 ( J P , A ) 特開 平6-76124 ( J P , A ) 特開 平5-159164 ( J P , A ) 特開 平6-36120 ( J P , A ) 実用新案登録3024255 ( J P , U )

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 利息管理装置及びこの装置を利用した利息管理方法

1

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】 同一名義人の預金口座において、予め設定された一定期間内に、契約で定めた行為があった場合に、当該行為の内容に応じて付与される単位ポイントを記憶すると共に、各々の契約内容に応じて定められた解除期間を記憶したポイント記憶手段と、前記同一名義人の前記預金口座において、前記一定期間内に前記行為があった場合に、前記ポイント記憶手段に記憶された単位ポイントに応じて獲得ポイントを付与するポイント付与手段と、前記ポイント付与手段により付与された獲得ポイントを合計した合計ポイントを演算するポイント自動採点手段と、前記ポイント自動採点手段において演算された前記合計ポイントが目標ポイントに達しているか否かを判定し、

2

その結果、前記合計ポイントが目標ポイントに達していると判定された場合に、当該預金口座にサインを付与するポイント判定手段と、前記預金口座の預金残高が多い方が利率が大きくなるように、段階的に変化する利息の適用利率を記憶する段階利率記憶手段と、前記ポイント判定手段により前記サインが付与された場合に、当該預金口座の預金残高に応じて、前記段階利率記憶手段に記憶された前記適用利率を決定し、当該適用利率にもとづいて利息の計算を行う利息計算手段とを含むと共に、契約内容に応じて定められた解除期間を経過したにもかかわらず契約の履行がないことを条件として、契約で定めた行為の内容に応じて付与される単位ポイントを消去するようにしたことを特徴とする利息管理装置。

10

【請求項 2】 前記ポイント判定手段により付与される前記サインが変化した場合に、当該預金口座を有する名義人に通知する通知書を作成する通知書作成手段を含むことを特徴とする請求項 1 記載の利息管理装置。

【請求項 3】 前記ポイント判定手段により前記サインが付与された場合に、当該サインを意味するマークを当該預金口座の通帳に記録するマーク記録手段を含むことを特徴とする請求項 1 又は請求項 2 記載の利息管理装置。

【請求項 4】 前記段階利率記憶手段に記憶される前記適用利率を登録可能な段階利率管理手段を含むことを特徴とする請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の利息管理装置。

【請求項 5】 同一名義人の預金口座において、予め設定された一定期間内に、契約で定めた行為があった場合に、当該行為に応じて獲得ポイントを付与すると共に、各々の契約内容に応じて定められた解除期間を付与するポイント付与工程と、

前記ポイント付与工程により付与された獲得ポイントを合計した合計ポイントを演算するポイント自動採点工程と、

前記ポイント自動採点工程において演算された前記合計ポイントが目標ポイントに達しているか否かを判定し、その結果、前記合計ポイントが目標ポイントに達していると判定された場合に、前記預金口座にサインを付与するポイント判定工程と、

前記ポイント判定工程において、前記サインが付与された場合に、当該預金口座の預金残高が多い方が利率が大きくなるように、段階的に変化する利息の適用利率を決定し、当該適用利率にもとづいて利息の計算を行う利息計算工程とを含むと共に、

契約内容に応じて定められた解除期間を経過したにもかかわらず契約の履行がないことを条件として、契約で定めた行為の内容に応じて付与される単位ポイントを消去するようにしたことを特徴とする利息管理方法。

【請求項 6】 前記預金口座が、流動性及び決済性のある普通預金口座であることを特徴とする請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の利息管理装置及びこの装置を利用した利息管理方法。

【請求項 7】 前記預金口座が、貯蓄預金口座であることを特徴とする請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載の利息管理装置及びこの装置を利用した利息管理方法。

【請求項 8】 前記預金口座が、定期預金口座であることを特徴とする請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載の利息管理装置及びこの装置を利用した利息管理方法。

【請求項 9】 前記契約で定める行為には、年金の自動受取を含むことを特徴とする請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記載の利息管理装置及びこの装置を利用した利息管理方法。

【請求項 10】 同一名義人の預金口座において、予め

設定された一定期間内に、契約で定めた行為があった場合に、当該行為の内容に応じて付与される単位ポイントを記憶すると共に、各々の契約内容に応じて定められた解除期間を記憶したポイント記憶手段と、

前記同一名義人の前記預金口座において、前記一定期間内に前記行為があった場合に、前記ポイント記憶手段に記憶された単位ポイントに応じて獲得ポイントを付与するポイント付与手段と、

10 前記ポイント付与手段により付与された獲得ポイントを合計した合計ポイントを演算するポイント自動採点手段と、

前記ポイント付与手段により付与された獲得ポイント、及び前記預金口座の預金残高が多い方が利率が高くなるように、利息の適用利率を決定し、前記獲得ポイント及び前記預金残高が所定の条件を満足していることを条件に優遇利率を適用し、当該優遇利率にもとづいて利息の計算を行う利息計算手段とを含むと共に、

20 契約内容に応じて定められた解除期間を経過したにもかかわらず契約の履行がないことを条件として、契約で定めた行為の内容に応じて付与される単位ポイントを消去するようにしたことを特徴とする利息管理装置。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】この発明は、銀行等の金融機関の利息管理装置及びこの装置を利用した利息管理方法に関するものである。

【0002】

30 【従来の技術】従来、同一名義人の流動性の有る預金口座に応じてポイントを付与し、その累積ポイントを通帳に印字したり、又、累積ポイントに応じた景品と交換できるようなシステムが知られている（例えば実用新案登録第 3 0 2 4 2 5 5 号公報）。

【0003】

40 【発明が解決しようとする課題】しかし、上記した従来のシステムでは、累積ポイントに応じた景品と交換できるだけであるので、金融商品としては魅力に乏しいという問題点があった。そこで、請求項 1 ~ 10 にそれぞれ記載された各発明は、上記した従来の技術の有する問題点に鑑みてなされたものであり、その目的とするところは、ポイントに応じて利息の適用利率を段階的に変化できるようにしたものである。

【0004】すなわち、第 1 に、従来のシステムのように、預金口座の預金残高に応じてポイントを付与するのではなく、契約で定めた行為があった場合には、預金残高に関わりなくポイントを付与することで、ポイントの計算が利用者にわかり易くすることができるようにしている。第 2 に、預金口座の預金残高に応じて段階的に変化する利息の適用利率を採用することで、利用者の不公正感を是正することができるようにしている。

50 【0005】第 3 に、予め設定された一定期間の周期を

採用することで、ポイントの増減を適用利率に周期的に反映でき、利用者の不公正感を是正することができるようにしている。

【0006】

【課題を解決するための手段】(特徴点)

請求項1~10にそれぞれ記載された各発明は、上記した各目的を達成するためになされたものであり、各発明の特徴点を図面に示した発明の実施の形態を用いて、以下に説明する。

(請求項1)

請求項1記載の発明は、次の点を特徴とする。

【0007】すなわち、利息管理装置(10)は、図1に示すように、次の6つの手段を含んでいる。

1.ポイント記憶手段(例えば図13に示す取引点数テーブル190)ポイント記憶手段(例えば図13に示す取引点数テーブル190)は、同一名義人の預金口座において、予め設定された一定期間内に、契約で定めた行為があった場合に、当該行為の内容に応じて付与される単位ポイントを記憶するものである。

【0008】上記同一名義人とは、例えば図5に示すように、顧客情報元帳(110、CIF)の顧客番号(CIF No.)を単位としている。なお、上記同一名義人の単位は、顧客番号に限らず、口座番号や、或いは生年月日や住所等顧客情報等により特定される氏名等を単位としても良い。前記預金口座としては、例えば図6に示すように、普通預金元帳(120)により管理される普通預金口座がある。

【0009】なお、上記預金口座は、普通預金口座に限らず、積立預金口座、定期預金口座、貸出口座等でも良い。前記一定期間としては、例えば図2に示すように、当月の第一月曜日から翌月の第一月曜日の前日迄を一単位とする。なお、上記一定期間としては、当月の第一月曜日から翌月の第一月曜日の前日に限らず、他の曜日や他の週でも良い。

【0010】前記契約で定めた行為は、例えば図13の取引内容の欄に例示したが、当該取引内容は、大別すると、自動受取、自動支払、その他の取引項目に分類されている。なお、契約で定めた行為は、図13に例示した行為に限定されず、当該行為を追加、減少、変更しても良い。また、契約で定めた行為に関しては、図13に例示したように、各々契約内容に応じた解除期間が定められている。この解除期間は、期間中一度も契約の履行がない場合に、契約を解除するために定めた期間である。

【0011】前記単位ポイントは、例えば図13のポイント数の欄に例示したポイントである。なお、単位ポイントは、図13のポイント数の欄に例示したポイントに限らず、ポイント数を変更しても良い。

2.ポイント付与手段(31)

ポイント付与手段(31)は、前記同一名義人の前記預金口座において、前記一定期間内に前記行為があった場合

に、前記ポイント記憶手段(例えば図13に示す取引点数テーブル190)に記憶された単位ポイントに応じて獲得ポイントを付与するものである。

【0012】3.ポイント自動採点手段(32)

ポイント自動採点手段(32)は、前記ポイント付与手段(31)により付与された獲得ポイントを合計した合計ポイントを演算するものである。

4.ポイント判定手段(33)

ポイント判定手段(33)は、前記ポイント自動採点手段(32)において演算された前記合計ポイントが目標ポイントに達しているか否かを判定し、その結果、前記合計ポイントが目標ポイントに達していると判定された場合に、当該預金口座にサインを付与するものである。

【0013】上記目標ポイントとしては、例えば「100ポイント」を設定している。なお、目標ポイントは、「100ポイント」に限らず、「100ポイント」未満でも良いし、或いは「100ポイント」を越えていても良い。前記サインとしては、例えば図6に示すように、「スーパー普通」の欄に「ON」のサインを立てている。

【0014】なお、サインとしては「ON」に限らず、他のサインを立てても良い。また、合計ポイントが目標ポイント未満である場合には、「ON」のサインを立てていないことで区別している。

5.段階利率記憶手段(例えば図10に示す金利情報元帳170)

段階利率記憶手段(例えば図10に示す金利情報元帳170)は、前記預金口座の預金残高が多い方が利率が高くなるように、段階的に変化する利息の適用利率を記憶するものである。

【0015】上記適用利率は、図10~12に例示しているように、当該利率が預金口座の預金残高に応じて段階的に変化している。

6.利息計算手段(34)

利息計算手段(34)は、前記ポイント判定手段(33)により前記サインが付与された場合に、当該預金口座の預金残高に応じて、前記段階利率記憶手段(例えば金利情報元帳170)に記憶された前記適用利率を決定し、当該適用利率にもとづいて利息の計算を行うものである。

(請求項2)

請求項2記載の発明は、上記した請求項1記載の発明の特徴点に加え、次の点を特徴とする。

【0016】すなわち、利息管理装置(10)は、図1に示すように、通知書作成手段(35)を含んでいる。上記通知書作成手段(35)は、前記ポイント判定手段(33)により付与される前記サインが変化した場合に、当該預金口座を有する名義人に通知する通知書を作成するものである。

【0017】上記サインが変化したとは、例えば図26に示すように、前回、サインが立っておらず(×)、今回、サインが立った場合( )や、前回、サインが立っ

ており( )、今回、サインが立っていない場合(x)である。勿論、例えば図26に示すように、前回、サインが立っておらず(x)、今回もサインが立っていない場合(x)や、前回、サインが立っており( )、今回もサインが立っている場合( )にも、通知書を作成しても良い。

【0018】前記通知書としては、例えば名義人に連絡はがきを郵送している。例えば、図26に示すように、前回、サインが立っておらず(x)、今回、サインが立った場合( )には、図27、28に示す適用開始のお知らせを作成している。また、例えば図26に示すように、前回、サインが立っており( )、今回、サインが立っていない場合(x)には、図29、30に示す適用終了のお知らせを作成している。

【0019】なお、通知書は、図27~30に例示した連絡はがきに限らず、連絡はがきの内容を変更したり、はがきに代えて封書にしたり、或いは郵送に代えて手渡しにしても良い。また、そのほか、通知書を印刷する代わりに、FAXや電子メール等を利用して直接、通知しても良い。

(請求項3)

請求項3記載の発明は、上記した請求項1又は請求項2記載の発明の特徴点に加え、次の点を特徴とする。

【0020】すなわち、利息管理装置(10)は、図1に示すように、マーク記録手段(36)を含んでいる。上記マーク記録手段(36)は、前記ポイント判定手段(33)により前記サインが付与された場合に、当該サインを意味するマークを当該預金口座の通帳に記録するものである。

【0021】上記マークとしては、例えば図31に示すように、「スーパー普通預金」の先頭の「ス」の字を、マークとして印字している。なお、マークは、「ス」の文字に限らず、他の文字やマークでも良いし、又、印字位置も通帳の他の余白部分でも良い。また、通帳は、紙のものに限らず、ICカード等に電子的に記録されたものでも良い。

(請求項4)

請求項4記載の発明は、上記した請求項1~3のいずれか1項に記載の発明の特徴点に加え、次の点を特徴とする。

【0022】すなわち、利息管理装置(10)は、図1に示すように、段階利率管理手段(37)を含んでいる。上記段階利率管理手段(37)は、前記段階利率記憶手段(例えば図10に示す金利情報元帳170)に記憶される前記適用利率を登録可能なものである。

(請求項5)

請求項5記載の発明は、次の点を特徴とする。

【0023】すなわち、利息管理方法は、次の4つの工程を含んでいる。

1. ポイント付与工程

ポイント付与工程は、同一名義人の預金口座において、

予め設定された一定期間内に、契約で定めた行為があった場合に、当該行為に応じて獲得ポイントを付与する工程である。

【0024】上記ポイント付与工程は、例えば図2の自動採点の箇所で行い、システム的には、例えば図1のポイント付与手段(31)により行われる。前記同一名義人とは、例えば図5に示すように、顧客情報元帳(110、CIF)の顧客番号(CIF No.)を単位としている。なお、上記同一名義人の単位は、顧客番号に限らず、口座番号や、或いは生年月日や住所等顧客情報等により特定される氏名等を単位としても良い。

【0025】前記預金口座としては、例えば図6に示すように、普通預金元帳(120)により管理される普通預金口座がある。なお、上記預金口座は、普通預金口座に限らず、積立預金口座、定期預金口座、貸出口座等でも良い。前記一定期間としては、例えば図2に示すように、当月の第一月曜日から翌月の第一月曜日の前日迄を一単位とする。

【0026】なお、上記一定期間としては、当月の第一月曜日から翌月の第一月曜日の前日に限らず、他の曜日や他の週でも良い。前記契約で定めた行為は、例えば図13の取引内容の欄に例示したが、当該取引内容は、大別すると、自動受取、自動支払、その他の取引項目に分類されている。

【0027】なお、契約で定めた行為は、図13に例示した行為に限定されず、当該行為を追加、減少、変更しても良い。前記ポイントは、例えば図13のポイント数の欄に例示したポイントである。なお、ポイントは、図13のポイント数の欄に例示したポイントに限らず、ポイント数を変更しても良い。また、契約で定めた行為に関しては、図13に例示したように、各々契約内容に応じた解除期間が定められている。この解除期間は、期間中一度も契約の履行がない場合に、契約を解除するために定めた期間である。

【0028】2. ポイント自動採点工程

ポイント自動採点工程は、前記ポイント付与工程により付与された獲得ポイントを合計した合計ポイントを演算する工程である。上記ポイント自動採点工程は、例えば図2の自動採点の箇所で行い、システム的には、例えば図1のポイント自動採点手段(32)により行われる。

【0029】3. ポイント判定工程

ポイント判定工程は、前記ポイント自動採点工程において演算された前記合計ポイントが目標ポイントに達しているか否かを判定し、その結果、前記合計ポイントが目標ポイントに達していると判定された場合に、前記預金口座にサインを付与する工程である。

【0030】上記ポイント判定工程は、例えば図2の自動採点の箇所で行い、システム的には、例えば図1のポイント判定手段(33)により行われる。上記目標ポイントとしては、例えば「100ポイント」を設定している。

なお、目標ポイントは、「100ポイント」に限らず、「100ポイント」未満でも良いし、或いは「100ポイント」を越えていても良い。

【0031】前記サインとしては、例えば図6に示すように、「スーパー普通」の欄に「ON」のサインを立てている。なお、サインとしては「ON」に限らず、他のサインを立てても良い。また、合計ポイントが目標ポイント未満である場合には、「ON」のサインを立てていないことで区別している。

#### 【0032】4. 利息計算工程

利息計算工程は、前記ポイント判定工程において、前記サインが付与された場合に、当該預金口座の預金残高が多い方が利率が高くなるように、段階的に変化する利息の適用利率を決定し、当該適用利率にもとづいて利息の計算を行う工程である。上記利息計算工程は、例えば図2の取引に応じた利息計算の箇所で行い、システム的には、例えば図1の利息計算手段(34)により行われる。

(請求項6)

請求項6記載の発明は、上記した請求項1~5のいずれか1項に記載の発明の特徴点に加え、次の点を特徴とする。

【0033】すなわち、前記預金口座は、例えば図10に示すように、流動性及び決済性のある普通預金口座である。

(請求項7)

請求項7記載の発明は、上記した請求項1~6のいずれか1項に記載の発明の特徴点に加え、次の点を特徴とする。

【0034】すなわち、前記預金口座は、例えば図32に示すように、貯蓄預金口座である。

(請求項8)

請求項8記載の発明は、上記した請求項1~7のいずれか1項に記載の発明の特徴点に加え、次の点を特徴とする。

【0035】すなわち、前記預金口座は、例えば図33に示すように、定期預金口座である。

(請求項9)

請求項9記載の発明は、上記した請求項1~8のいずれか1項に記載の発明の特徴点に加え、次の点を特徴とする。

【0036】すなわち、前記契約で定める行為には、例えば図13に示すように、年金の自動受取を含んでいる。

(請求項10)

請求項10記載の発明は、次の点を特徴とする。すなわち、利息管理装置(10)は、図1に示すように、次の3つの手段を含んでいる。

【0037】1. ポイント記憶手段(例えば図13に示す取引点数テーブル190)

ポイント記憶手段(例えば図13に示す取引点数テー

ブル190)は、同一名義人の預金口座において、予め設定された一定期間内に、契約で定められた行為があった場合に、当該行為の内容に応じて付与される単位ポイントを記憶するものである。

【0038】上記同一名義人とは、例えば図5に示すように、顧客情報元帳(110、CIF)の顧客番号(CIF No.)を単位としている。なお、上記同一名義人の単位は、顧客番号に限らず、口座番号や、或いは生年月日や住所等顧客情報等により特定される氏名等を単位としても良い。前記預金口座としては、例えば図6に示すように、普通預金元帳(120)により管理される普通預金口座がある。

【0039】なお、上記預金口座は、普通預金口座に限らず、積立預金口座、定期預金口座、貸出口座等でも良い。前記一定期間としては、例えば図2に示すように、当月の第一月曜日から翌月の第一月曜日の前日迄を一単位とする。なお、上記一定期間としては、当月の第一月曜日から翌月の第一月曜日の前日に限らず、他の曜日や他の週でも良い。

20 【0040】前記契約で定められた行為は、例えば図13の取引内容の欄に例示したが、当該取引内容は、大別すると、自動受取、自動支払、その他の取引項目に分類されている。なお、契約で定められた行為は、図13に例示した行為に限定されず、当該行為を追加、減少、変更しても良い。

30 【0041】前記単位ポイントは、例えば図13のポイント数の欄に例示したポイントである。なお、単位ポイントは、図13のポイント数の欄に例示したポイントに限らず、ポイント数を変更しても良い。また、契約で定められた行為に関しては、図13に例示したように、各々契約内容に応じた解除期間が定められている。この解除期間は、期間中一度も契約の履行がない場合に、契約を解除するために定めた期間である。

#### 2. ポイント付与手段(31)

ポイント付与手段(31)は、同一名義人の前記預金口座において、一定期間内に前記行為があった場合に、ポイント記憶手段(例えば図13に示す取引点数テーブル190)に記憶された単位ポイントに応じて獲得ポイントを付与するものである。

#### 40 【0042】3. 利息計算手段(34)

利息計算手段(34)は、ポイント付与手段(31)により付与された獲得ポイント、及び預金口座の預金残高が多い方が利率が高くなるように、利息の適用利率を決定し、獲得ポイント及び預金残高が所定の条件を満足していることを条件に優遇利率を適用し、当該優遇利率にもとづいて利息の計算を行うものである。

#### 【0043】

#### 【発明の実施の形態】(第1実施例)

図1~32は、本発明の実施の形態の第1実施例を示すものである。図1は、利息管理装置のブロック図を示

す。図2, 3は利息管理方法の説明図をそれぞれ示し、図2は概念図、図3はタイムチャートをそれぞれ示す。

【0044】図4は、利息管理装置の概念図を示す。図5~10は、各種元帳の説明図をそれぞれ示し、図5は顧客情報元帳、図6は普通預金元帳、図7は定期預金元帳、図8は積立預金元帳、図9は貸出元帳、図10は金利情報元帳をそれぞれ示す。図11, 12は、利率の説明図であり、図11は利率の比較図、図12は適用利率を説明するための表をそれぞれ示す。

【0045】図13は、取引点数テーブルを説明するための表を示す。図14~19は、取引に応じた利息の計算方法の説明図をそれぞれ示し、図14はグラフ、図15は表、図16は概念図、図17~19は図14に対応し、計算工程をそれぞれ説明するグラフをそれぞれ示す。図20~25は、利息変更による新利息の計算方法の説明図をそれぞれ示し、図20はグラフ、図21は表、図22は概念図、図23~25は図20に対応し、計算工程をそれぞれ説明するグラフをそれぞれ示す。

【0046】図26は、通知書の作成の有無を説明するための表を示す。図27~30は、連絡はがきの平面図をそれぞれ示し、図27, 28は、適用開始のお知らせの表裏面をそれぞれ示す。図29, 30は、適用終了のお知らせの表裏面をそれぞれ示す。図31は、通帳の一部を示す平面図を示す。

【0047】

【実施例】(利息管理装置)

図1中、10は、銀行等の金融機関の利息管理装置を示す。上記利息管理装置10は、図1に示すように、メインコンピュータ20を中心に構成され、このメインコンピュータ20は、大別すると、CPU等を中心とする演算部30、内部・外部記憶装置から構成される記憶部40、外部機器との接続のためのI/O50等を備える。

【0048】そして、上記CPU等を中心とする演算部30は、図1に示すように、記憶部40のプログラム記憶手段41に記憶されたプログラムを実行することで、各種手段31~34として機能する。前記メインコンピュータ20には、図1に示すように、I/O50を介して、キーボードやスキャナー等の入力手段60、ディスプレイ等の表示手段70、プリンタ等の印刷手段80、銀行の本店・支店等との通信用の行内通信手段90、銀行の外部との通信用の外部通信手段100等が接続されている。

【0049】上記行内通信手段90には、図1に示すように、行員が操作可能な端末機91、顧客用のキャッシュ・ディスペンサー(CD)92、オートマティック・テラー・マシン(ATM)93、自動振込機94等が専用回線等を介してそれぞれ接続されている。前記外部通信手段100には、図1に示すように、顧客101、日本銀行が運営する銀行間の決済システムである日銀ネット102、民間企業等の金融機関間の決済システムである全国銀行システム(全銀システム)103、他行のATM等との間の仲介

を行うミックス：全国キャッシュサービス(MICS)104等が専用・公衆回線等を介してそれぞれ接続されている。

(記憶部)

前記記憶部40は、図1に示すように、大別すると、各種プログラムが記憶されたプログラム記憶手段41、各種データを記憶したデータ記憶手段42等を備えている。

(データ記憶手段)

上記データ記憶手段41には、図1に示すように、各種元帳110~170等が記憶されている。

【0050】上記各種元帳110~170として、図1に示すように、次の7つの元帳が記憶されている。

1. 顧客管理元帳(以下「CIF」という。)110
2. 普通預金元帳120
3. 定期預金元帳130
4. 積立預金元帳140
5. 貸出元帳150
6. 自動振替管理元帳160
7. 金利情報元帳170

(データ記憶手段：CIF)

上記CIF110には、図5に示すように、大別すると、顧客メインレコード111、保有口座レコード112を備える。

(データ記憶手段：CIF：顧客メインレコード)

上記顧客メインレコード111は、図5に示すように、次の項目に分類されている。

【0051】1. 固有の顧客番号(CIF No.)

2. 銀行の取引店番
3. 顧客の氏名
4. 顧客の生年月日
5. 顧客の住所等顧客情報
6. 自動受取情報
7. 自動支払情報
8. カード情報
9. 非課税情報

上記自動受取情報の項目は、図5に示すように、次の項目に細分されている。

【0052】1. 年金

2. 給与

上記年金や給与の自動受取の取引契約が行われている場合には、図5に示すように、当該欄に例えば「ON」のサインが立つ。前記カード情報の項目は、図5に示すように、各種カードの項目に細分されている。

【0053】上記各種カードの取引契約が行われている場合には、図5に示すように、当該欄に例えば「ON」のサインが立つ。前記非課税情報の項目は、図5に示すように、マル優申告、マル特申告の項目に細分されている。上記マル優申告、マル特申告の申告が行われている場合には、図5に示すように、当該欄に申告額が記憶される。

(データ記憶手段：CIF：保有口座レコード)  
上記保有口座レコード112は、図5に示すように、科目、口座番号がそれぞれ記憶されている。

【0054】例えば、保有口座レコード112には、図5に示すように、次の口座番号が記憶されている。

1. 普通預金の口座番号
2. 定期預金の口座番号
3. 積立預金の口座番号
4. 貸出の口座番号

(データ記憶手段：普通預金元帳)

前記普通預金元帳120は、図6に示すように、次の項目に分類されている。

【0055】1. 科目

2. 口座番号
3. スーパー普通預金の別(後述する。)
4. 記録用レコード

上記普通預金元帳120は、図4に示すように、科目及び口座番号により、CIF110と関連付けられている。

【0056】前記記録用レコードには、図6に示すように、個々の取引情報が次の項目分けに従って記憶されている。

1. 預金残高
2. 取引日
3. 預金額
4. スーパー普通預金の別(後述する。)

(データ記憶手段：定期預金元帳)

前記定期預金元帳130は、図7に示すように、次の項目に分類されている。

【0057】1. 科目

2. 口座番号
3. 各種レコード

上記定期預金元帳130は、図4に示すように、科目及び口座番号により、CIF110と関連付けられている。

【0058】前記各種レコードには、図7に示すように、個々の取引情報が次の項目分けに従って記憶されている。

1. 番号
2. 定期期間
3. 定期金額

(データ記憶手段：積立預金元帳)

前記積立預金元帳140は、図8に示すように、次の項目に分類されている。

【0059】1. 科目

2. 口座番号

上記積立預金元帳140は、図4に示すように、科目及び口座番号により、CIF110と関連付けられている。

(データ記憶手段：貸出元帳)

前記貸出元帳150は、図9に示すように、次の項目に分類されている。

【0060】1. 科目

2. 口座番号
3. 各種レコード

上記貸出元帳150は、図4に示すように、科目及び口座番号により、CIF110と関連付けられている。

【0061】前記各種レコードには、図9に示すように、個々の取引情報が次の項目分けに従って記憶されている。

1. 番号
2. 貸出の種類
3. 貸出の金額

(データ記憶手段：自動振替管理元帳)

前記自動振替管理元帳160には、図4に示すように、次のデータが記憶される。

【0062】1. 年金振込データ

2. 給与振込データ
3. 自動支払請求データ
4. カード契約・請求データ

また、自動振替管理元帳160とは別に、図4に示すように、非課税申告データ180が記憶されている。

【0063】そして、これらのデータは、図4に示すように、顧客番号、科目及び口座番号等により、CIF110と関連付けられている。

(データ記憶手段：金利情報元帳(段階利率記憶手段))

前記金利情報元帳170は、図10に示すように、大別すると、普通預金及びスーパー普通預金(後述する。)の金利情報元帳171、定期預金の金利情報元帳172、積立預金の金利情報元帳173等に分類され、段階利率記憶手段として作用する。

【0064】なお、図示しないが、金利情報元帳170には、他に貸出の金利や、貯蓄預金の金利、大口定期預金の金利等が含まれている。上記普通預金及びスーパー普通預金の金利情報元帳171には、図10に示すように、現在・過去の利率が記憶されている。上記現在・過去の利率は、図10に示すように、次の項目に分類されている。

- 【0065】1. 当該利率の適用開始日
2. 当該利率の適用終了日
3. 普通預金利率

40 4. スーパー普通預金(後述する。)の利率

上記スーパー普通預金の利率は、図10に示すように、利率1～5の5段階に分類されている。

【0066】前記普通預金及びスーパー普通預金の金利情報元帳171は、図6に示す普通預金元帳120の科目、取引日、預金額、スーパー普通の別等により、当該普通預金元帳120と関連付けられている。前記定期預金の金利情報元帳172には、図10に示すように、現在・過去の利率が記憶されている。

50 【0067】上記現在・過去の利率は、図10に示すように、次の項目に分類されている。

1. 当該利率の適用開始日
2. 当該利率の適用終了日
3. 定期預金利率

前記定期預金の金利情報元帳172は、図7に示す定期預金元帳130の科目、金額等により、当該定期預金元帳130と関連付けられている。

【0068】前記積立預金の金利情報元帳173は、上記定期預金利率に変えて、積立預金利率が記憶されているほかは、上記定期預金の金利情報元帳172と代わりがないので、説明を省略する。上記単なる「普通預金」の場合には、図11に示すように、普通預金利率が適用され、当該金利は預金残高に関わり無く一定である。

【0069】これに対し、「スーパー普通預金」の場合には、図11に示すように、預金残高に応じて利率1~5が5段階に上昇する。すなわち、「スーパー普通預金」の場合には、図12に示すように、毎日の預金残高に応じて、次の通りの優遇利率1~5が適用される。なお、利率は、原則として毎月第一月曜日に変更される。

【0070】

- |                          |          |    |
|--------------------------|----------|----|
| 1. 預金残高 1000万円以上         | 店頭表示利率 1 | 20 |
| 2. 預金残高 300万円以上 1000万円未満 | 店頭表示利率 2 |    |
| 3. 預金残高 100万円以上 300万円未満  | 店頭表示利率 3 |    |
| 4. 預金残高 50万円以上 100万円未満   | 店頭表示利率 4 |    |
| 5. 預金残高 1000円以上 50万円未満   | 店頭表示利率 5 |    |

なお、「スーパー普通預金」の適用者でも、預金残高が「50万円未満」の場合には、図11に示すように、適用利率は現行の普通預金と同様の利率となる。結果的には、優遇利率の適用は受けないことになる。

【0071】したがって、預金残高が「50万円未満」の場合に、適用利率が現行の普通預金と同様の利率となるように設定した場合には、獲得した合計ポイントが目標ポイント、例えば「100ポイント」に達したことを第1の条件とし、預金残高が「50万円」以上であることを第2の条件として、第1, 第2の両条件が満足されている場合に限り、優遇利率の適用を受けることができることとなる。

【0072】なお、預金残高に応じてポイントを付与しても良い。そして、契約で定めた行為があった場合に付与されるポイントと合計し、両ポイントの合計ポイントが目標ポイントに達している場合に、優遇利率を適用するようにしても良い。

【0073】また、預金残高と利率とを5段階に区分けしたが、これに限らず、複数区分であれば良く、2~4段階や6段階以上に区分けしても良い。また、預金残高の金額も変化させても良い。

(データ記憶手段：取引点数テーブル(ポイント記憶手段))

データ記憶手段41には、図1に示すように、各種元帳110~170ほか、取引点数テーブル190が記憶されている。

【0074】上記取引点数テーブル190は、図13に示すように、次の項目に分類され、ポイント記憶手段として作用する。

1. 取引項目
2. 取引内容
3. ポイント数
4. 解除期間

上記取引項目は、図13に示すように、次の項目に細分されている。

【0075】1. 自動受取

2. 自動支払
3. その他

上記自動受取は、図13に示すように、次の項目に細分されている。

1. 年金
2. 給与

上記年金のポイント数は、図13に示すように、「60ポイント」であり、解除期間は「6ヶ月」に設定されている。

【0076】上記ポイントは、毎月、第一月曜日の前日に同一取引店での顧客単位(CIF)に採点される。ポイントの適用期間は、当月第一月曜日から翌月第一月曜日の前日迄である。上記ポイント適用期間内に、当該取引内容についての振込、口座振替が初めてあった場合には、図5に示すように、CIF110の該当欄に、例えば「ON」のサインが立つ。

【0077】システム的には、図4に示すように、自動振替管理元帳160の各種振込・振替データにより、上記振込、口座振替の有無を判別している。そして、一定期間の解除期間内に、当該取引内容についての振込、口座振替の無い場合、CIF110の例えば「ON」のサインが消去される。システム的には、図4に示すように、自動振替管理元帳160の各種振込・振替データの最終移動日から解除期間を開始している。

【0078】前記給与のポイント数は、図13に示すように、「40ポイント」であり、解除期間は「1年」に設定されている。前記自動支払は、図13に示すように、次の項目に細分されている。

1. 電話の使用料
2. 電気の使用料
3. テレビの受信料
4. 水道の使用料
5. ガスの使用料
6. 税金

上記6つの項目のうち、2つ以上の契約がある場合に、図13に示すように、「20ポイント」が付与される。



【0079】上記電話、電気、ガスの解除期間は、図13に示すように、「3ヶ月」に設定されている。前記テレビの受信料、税金の解除期間は、図13に示すように、「2年」に設定されている。前記水道の解除期間は、図13に示すように、「6ヶ月」に設定されている。

【0080】前記その他は、図13に示すように、次の項目に細分されている。

1. カード
2. 定期預金
3. 積立定期（財形形成預金を除く。）又は定期積金保有者
4. マル優申告額350万円又はマル特申告額350万円
5. 個人ローン又は住宅金融公庫融資

上記カードは、図13に示すように、3種類のいずれか1つがあるときに、「20ポイント」が付与され、解除期間は「3年」に設定されている。

【0081】前記定期預金は、図13に示すように、期間1年以上の定期が100万円以上あるときに、「20ポイント」が付与される。前記積立定期（財形形成預金を除く。）又は定期積金保有者に対しては、図13に示すように、両預金のいずれか1つがあるときに、「20ポイント」が付与される。

【0082】前記マル優申告額350万円又はマル特申告額350万円に対しては、図13に示すように、両申告額のいずれか1つがあるときに、「20ポイント」が付与される。前記個人ローン又は住宅金融公庫融資に対しては、図13に示すように、両融資（カードローンは口座保有）のいずれか1つがあるときに、「20ポイント」が付与される。

【0083】なお、取引点数テーブル190の取引項目、取引内容、ポイント数、解除期間は、図13に示した例に限らず、それらの内容を追加、削除、変更しても良い。

（演算部）

前記演算部30は、図1に示すように、大別すると、次の7つの手段が記憶されている。

- 【0084】1. ポイント付与手段31
2. ポイント自動採点手段32
3. ポイント判定手段33
4. 利息計算手段34
5. 通知書作成手段35
6. マーク記録手段36
7. 段階利率管理手段37

（演算部：ポイント付与手段）

図1の上記ポイント付与手段31は、同一名義人（同一顧客番号）の普通預金口座において、前記ポイント適用期間（例えば前月第一月曜日から当月第一月曜日の前日迄）内に、図13の取引内容に該当する行為があった場

合に、当該ポイント数に応じて獲得ポイントを付与するものである。

【0085】例えば、図5を例に挙げると、年金のサインが「ON」となっているので、図13に示す「60ポイント」が獲得ポイントとして付与される。自動支払情報の欄には、図5に示すように、3つの「サイン」が立っているため、図13に示す「20ポイント」が獲得ポイントとして付与される。カード情報の欄には、図5に示すように、2つの「サイン」が立っているため、図13に示す「20ポイント」が獲得ポイントとして付与される。

【0086】非課税情報の欄には、図5に示すように、350万円のマル優申告額があるので、図13に示す「20ポイント」が獲得ポイントとして付与される。また、図7の定期預金元帳130を参照すれば、期間1年以上の定期が合計100万円あるので、図13に示す定期預金の「20ポイント」が獲得ポイントとして付与される。

【0087】さらに、図5の保有記録112に、積立定期預金が存在するので、図13に示す積立定期の「20ポイント」が獲得ポイントとして付与される。

（演算部：ポイント自動採点手段）

図1の前記ポイント自動採点手段32は、上記ポイント付与手段31により付与された獲得ポイントを合計した合計ポイントを演算するものである。

【0088】例えば、図5を例に挙げ、図13を参照すると、年金の「60ポイント」、自動支払情報の「20ポイント」、カードの「20ポイント」、マル優申告の「20ポイント」、定期預金の「20ポイント」、積立定期の「20ポイント」の各獲得ポイントの合計である「160ポイント」が合計ポイントとして付与される。

（演算部：ポイント判定手段）

図1の前記ポイント判定手段33は、上記ポイント自動採点手段32において合計された合計ポイントが、目標ポイント、例えば「100ポイント」に達しているか否かを判定するものである。

【0089】その結果、合計ポイントが目標ポイントの「100ポイント」に達していると判定された場合には、図6の普通預金元帳120に達成サイン、例えば図6の普通預金元帳120の「スーパー普通」の欄のサインを「ON」を立てる。また、上記ポイント判定手段33が、前記合計ポイントが前記目標ポイントに達していないと判定した場合には、前記預金口座に非達成サイン、例えば前記「ON」のサインを立てず、又、既に「ON」のサインが立っている場合には、当該「ON」のサインを消去する。

【0090】例えば、図5を例に挙げると、前記ポイント自動採点手段32により演算された合計ポイントは「160ポイント」であり、目標ポイントの「100ポイン

ト」を越えているので、図6の普通預金元帳120の「スーパー普通」の欄に「ON」のサインを立てている。また、図6の普通預金元帳120の記録用レコードの各取引日の欄にも、「スーパー普通」の欄があるが、これらは各取引日に関連して「スーパー普通」の別を表示している。

【0091】すなわち、図6の取引日「08.08.10」には、「スーパー普通」の欄に「ON」のサインが立っていない。このため、当該普通預金元帳120は、単なる「普通預金」として扱われる。これに対し、図6の取引日「08.09.10」には、「スーパー普通」の欄に「ON」のサインが立っている。このため、当該普通預金元帳120は、単なる「普通預金」から「スーパー普通預金」に変化したことがわかる。

【0092】また、図6の取引日「08.09.20」には、「スーパー普通」の欄に「ON」のサインが依然立っている。このため、当該普通預金元帳120は、「スーパー普通預金」から変化していないことがわかる。

(演算部：利息計算手段)

図1の前記利息計算手段34は、上記ポイント判定手段33により達成サイン、例えば「ON」のサインを立てられた場合に、当該預金口座の預金残高に応じて、図10の前記金利情報元帳170(段階利率記憶手段)に記憶された前記適用利率を決定し、当該適用利率にもとづいて利息の計算を行うものである。

(利息計算方法)

上記利息計算手段34による利息計算方法について、次に説明する。

(利息計算方法：適用利率の決定)

まず、適用利率の決定について説明する。

【0093】図6の普通預金元帳120を例に挙げると、取引日「08.08.10」には、単なる「普通預金」である。このため、単なる「普通預金」の場合には、預金残高にかかわらず、図10の前記金利情報元帳170の「普通預金利率」が適用利率として一律に適用される。これに対し、図6の取引日「08.09.10」には、「普通預金」から「スーパー普通預金」に変化している。また、図6の取引日「08.09.10」の預金残高は、取引日「08.08.10」の「10万円」に当該取引日「08.09.10」の「20万円」を加えた「30万円」である。

【0094】このため、「スーパー普通預金」であり、預金残高「30万円」であることから、図10の前記金利情報元帳170の「利率5」が適用利率として適用される。また、図6の取引日「08.09.20」には、「スーパー普通預金」であることに変化がない。また、図6の取引日「08.09.20」の預金残高は、取引日「08.09.10」迄の預金残高である「30万円」に、当該取引日「08.09.20」の「50万円」を加えた「80万円」である。

【0095】このため、「スーパー普通預金」であり、預金残高「80万円」であることから、図10の前記金

利情報元帳170の「利率4」が適用利率として適用される。

(利息計算方法：取引に応じた利息計算方法)

取引に応じた利息は、図1の利息計算手段34により、次の式を用いて計算される。

【0096】預金利息(E)

=取引前預金利息(A)

-取引前の預金残高に対する預金利息(C)

+取引後の預金残高に対する預金利息(D)

10 なお、上記計算式によらず、毎日の預金利息を単純に加算していても良い。

【0097】図14~19を例に挙げて説明すると、当該普通預金口座は「スーパー普通預金」の適用があり、図16に示すように、預金残高「20万円」で、取引前預金利息(A)が「112.54円」であると仮定する。また、平成8年8月12日に「40万円」の入金があり、同年8月18日が利息決算日と仮定する。

【0098】さらに、同年8月5日~同年9月1日迄の「スーパー普通預金」の利率1~5は、図15に示すように、次の通り仮定する。

1. 利率1: 0.50%

2. 利率2: 0.40%

3. 利率3: 0.30%

4. 利率4: 0.20%

5. 利率5: 0.10%

まず、取引前の預金残高に対する預金利息(C)を求める(図17)。

【0099】1. 取引前の預金残高を求める。

「20万円」

30 2. 取引日(8/12)から利息決算日(8/18)迄の日数を求める。

「7日」

3. 取引前の預金残高(20万円)に応じた「スーパー普通預金」の適用金利(利率5)を、図10の前記金利情報元帳170より求める。

【0100】「0.10%」(図15)

4. 取引前の預金残高(20万円)に対する預金利息(C)を求め、図6の普通預金元帳120上の当該利息エリア(図示せず)から減算する。

40  $200,000(\text{円}) \times 0.10(\%) \times 7(\text{日}) \div 365(\text{日}) = 3.83(\text{円})$

つぎに、取引後の預金残高(60万円)に対する預金利息(D)を求める(図18)。

【0101】1. 取引後の預金残高を算出する。

(取引前の預金残高(20万円) + 入金金額(40万円))

= 取引後の預金残高(60万円)

$200,000(\text{円}) + 400,000(\text{円}) = 600,000(\text{円})$

50 2. 取引日(8/12)から利息決算日(8/18)迄の日数を求める。

【0102】 「7日」

3. 取引後の預金残高(60万円)に応じた「スーパー普通預金」の適用金利(利率4)を、図10の前記金利情報元帳170より求める。

「0.20%」(図15)

4. 取引後の預金残高(60万円)に対する預金利息 \*

$$\begin{aligned} \text{預金利息}(E) &= \text{取引前預金利息}(A) - (C) + (D) \\ &= 112.54 - 3.83 + 23.01 \\ &= 131.72 \text{ (円、図16)} \end{aligned}$$

(利息計算方法: 利率変更による新利息の計算方法)

利息変更による新利息は、図1の利息計算手段34により、次の式を用いて計算される。

【0104】 新利率適用後の預金利息(E)

= 利息決算日迄の預金利息(A)

- 第一月曜日の前日(仮決算日)の預金残高に対する利息決算日迄の利息(旧利率)(C)

+ 第一月曜日の前日(仮決算日)の預金残高に対する利息決算日迄の利息(新利率)(D)

なお、上記計算式により計算した結果は、図3に示すように、a1~a7を単純に合計しても求められる。

【0105】 図20~25を例に挙げて説明すると、当該普通預金口座は「スーパー普通預金」の適用があり、図22に示すように、平成8年8月4日現在の預金残高「70万円」で、当期預金利息(A)が「213.54円」であると仮定する。また、利率変更日が同年8月5日であり、利息決算日が同年8月18日と仮定する。

【0106】 さらに、同年7月1日~同年8月4日迄の「スーパー普通預金」の利率1~5(旧利率)は、図21に示すように、次の通り仮定する。

1. 利率1: 0.55%

2. 利率2: 0.45%

3. 利率3: 0.35%

4. 利率4: 0.25%

5. 利率5: 0.15%

また、同年8月5日~同年9月1日迄の「スーパー普通預金」の利率1~5(新利率)は、図21に示すように、0.05%下がり、次の通り仮定する。

【0107】 1. 利率1: 0.50%

2. 利率2: 0.40%

3. 利率3: 0.30%

4. 利率4: 0.20%

5. 利率5: 0.10%

まず、仮決算日(8/4)の預金残高(70万円)に対する第一月曜日(8/5)から利息決算日(8/18)迄の利息(C)を求める(旧利率適用、図23)。

【0108】 1. 第一月曜日(8/5)の前日(仮決算日、8/4)の預金残高を求める。

70万円

2. 第一月曜日(8/5)から利息決算日(8/18)迄の日数を求める。

\* (D)を求め、図6の普通預金元帳120上の当該利息エリア(図示せず)に加算する。

$$\begin{aligned} \text{【0103】 } & 600,000 \text{ (円)} \times 0.20 \text{ (\%)} \times 7 \text{ (日)} \\ & \div 365 \text{ (日)} = 23.01 \text{ (円)} \end{aligned}$$

この結果、取引後の預金利息(E)が求められる(図19)。

$$\begin{aligned} \text{預金利息}(E) &= \text{取引前預金利息}(A) - (C) + (D) \\ &= 112.54 - 3.83 + 23.01 \\ &= 131.72 \text{ (円、図16)} \end{aligned}$$

10 14日

3. 上記1の預金残高に応じたスーパー普通預金の利率(図21の7/1~8/4迄の旧利率、利率4)を求める。

【0109】 0.25%

4. 第一月曜日(8/5)の前日(仮決算日、8/4)の預金残高(70万円)に対する利息決算日(8/18)迄の利息を求め、図6の普通預金元帳120上の当該利息エリア(図示せず)から減算する。

$$700,000 \text{ (円)} \times 0.25 \text{ (\%)} \times 14 \text{ (日)} \div 365 \text{ (日)} = 67.12 \text{ (円)}$$

20 213.54(円) - 67.12(円) = 146.42(円、図23の「B」参照)

つぎに、仮決算日(8/4)の預金残高(70万円)に対する第一月曜日(8/5)から利息決算日(8/18)迄の利息(D)を求める(新利率適用、図24)。

【0110】 1. 第一月曜日(8/5)の前日(仮決算日、8/4)の預金残高を求める。

70万円

2. 第一月曜日(8/5)から利息決算日(8/18)迄の日数を求める。

14日

3. 上記1の預金残高に応じたスーパー普通預金の利率(図21の8/5~9/1迄の新利率、利率4)を求める。

【0111】 0.20%

4. 第一月曜日(8/5)の前日(仮決算日、8/4)の預金残高(70万円)に対する利息決算日(8/18)迄の利息を求め、図6の普通預金元帳120上の当該利息エリア(図示せず)に加算する。

40 700,000(円) × 0.20(%) × 14(日) ÷ 365(日) = 53.69(円)

$$146.42 + 53.69 \text{ (円)} = 200.11 \text{ (円、図22)}$$

この結果、利率変更による新利息(E)が求められる(図25)。

(演算部: 通知書作成手段)

図1の前記通知書作成手段35は、前記ポイント判定手段33により付与されるサインが変化した場合に、当該預金口座を有する名義人に通知する通知書、例えば図27~30に示す連絡はがきを作成、例えばプリンタ等の印刷手段80を介して印刷するものである。

【0112】すなわち、図26に示すように、サインが前回は立っており「x」、今回も立っていない場合「x」、すなわち「x x」の場合には、サインの変化が無く、連絡はがきが印刷されない。また、図26に示すように、サインが前回は立っており「x」、今回も立っている場合「x」、すなわち「x x」の場合にも、同様にサインの変化が無く、連絡はがきが印刷されない。

【0113】なお、勿論、サインの変化が無い場合にも、毎月、連絡はがきを印刷して郵送しても良い。これに対し、図26に示すように、サインが前回は立っており「x」、今回は立っている場合「x」、すなわち「x x」の場合には、サインの変化が有り、図27、28に示すように、取引ポイントの内訳とともに、適用開始のお知らせが印刷される。

【0114】また、図26に示すように、サインが前回は立っており「x」、今回は立っていない場合「x」、すなわち「x x」の場合にも、同様にサインの変化が有り、図29、30に示すように、取引ポイントの内訳とともに、適用終了のお知らせが印刷される。なお、通知書は、図27～30に例示した連絡はがきに限らず、連絡はがきの内容を変更したり、はがきに代えて封書にしたり、或いは郵送に代えて手渡しにしても良い。また、そのほか、通知書を印刷する代わりに、FAXや電子メール等を利用して直接、通知しても良い。

(演算部：マーク記録手段)

図1の前記マーク記録手段36は、図6に示すように、前記ポイント判定手段33によりサイン、例えば「ON」のサインが立った場合に、当該サインを意味するマーク、例えば図31に示すように、「スーパー普通預金」の先頭の「ス」の字を、マークとして記録、例えばプリンタ等の印刷手段80を介して当該預金口座の通帳に印字するものである。

【0115】すなわち、図31に示すように、「スーパー普通預金」になった以降は、取引日の末尾に「ス」のマークを印字している。なお、「マーク」の印字位置は、取引日の末尾に限らず、例えば取引日の先頭や、差引預金残高先頭や末尾、或いは他の余白に印字しても良い。また、「マーク」も「ス」の文字に限らず、他の文字やマークを使用しても良い。さらに、通帳は、紙のものに限らず、ICカード等に電子的に記録されたものでも良い。

(演算部：段階利率管理手段)

図1の前記段階利率管理手段37は、前記金利情報元帳170(段階利率記憶手段)に記憶される適用利率を、キーボード等の入力手段60を介して登録可能なものである。

(使用方法)

つぎに、上記した構成を備えた利息管理装置10の使用手順について説明する。

【0116】第1に、図2に示すように、取引情報の収

集が行われる。上記取引情報の収集は、当月の第一月曜日から翌月の第一月曜日の前日迄を一単位として毎日行われる。第2に、図2に示すように、自動採点が行われる。上記自動採点は、当月の第一月曜日の前日に行われる。

【0117】システム的には、図1のポイント付与手段31によるポイント付与工程、ポイント自動採点手段32によるポイント自動採点工程、ポイント判定手段33によるポイント判定工程の順に行われる。第3に、図2に示すように、顧客宛通知書が作成される。上記顧客宛通知書の作成は、上記自動採点と同様に、当月の第一月曜日の前日に行われる。

【0118】システム的には、図1の通知書作成手段35により行われる。第4に、図2に示すように、利率管理が行われる。上記利率管理も、上記自動採点や顧客宛通知書の作成と同様に、当月の第一月曜日の前日に行われる。システム的には、図1の段階利率管理手段37により行われる。

【0119】第5に、取引に応じた利息計算が行われる。上記利息計算は、取引の都度、行われる。システム的には、図1の利息計算手段34による利息計算工程が行われる。第6に、利率変更による新利息の算出が行われる。上記利率変更による新利息の算出は、翌月の第一月曜日の前日に行われる。

【0120】システム的には、図1の利息計算手段34により行われる。上記1～6を毎日繰り返す。そして、利息決算日、すなわち2月、8月の第三日曜日に利息組入が行われる。システム的には、図1の利息計算手段34により行われる。

(第2実施例)

図32は、本発明の実施の形態の第2実施例を示すものである。

【0121】図32は、金利情報元帳の貯蓄預金及びスーパー貯蓄預金の金利情報元帳174の説明図である。本第2実施例の特徴は、貯蓄預金の利率に加え、「スーパー貯蓄預金」の5段階の利率1～5を記憶した点にある。なお、ポイント採点方法や利息計算方法は、先に説明した第1実施例と同様の方法を採用することができる。

【0122】また、本第2実施例は、先の第1実施例と併用しても良いし、或いは本第2実施例単独で利用しても良い。

(第3実施例)

図33は、本発明の実施の形態の第3実施例を示すものである。図33は、金利情報元帳の定期預金及びスーパー定期預金の金利情報元帳175の説明図である。

【0123】本第3実施例の特徴は、定期預金の利率に加え、「スーパー定期預金」の5段階の利率1～5を記憶した点にある。なお、ポイント採点方法や利息計算方法は、先に説明した第1実施例と同様の方法を採用する

ことができる。また、本第 3 実施例は、先の第 1、第 2 実施例と併用しても良いし、或いは本第 3 実施例単独で利用しても良い。

(第 4 実施例)

図 3 4 は、本発明の実施の形態の第 4 実施例を示すものである。

【0 1 2 4】図 3 4 は、金利情報元帳の積立預金及びスーパー積立預金の金利情報元帳 176 の説明図である。本第 4 実施例の特徴は、積立預金の利率に加え、「スーパー積立預金」の 5 段階の利率 1 ~ 5 を記憶した点にある。なお、ポイント採点方法や利息計算方法は、先に説明した第 1 実施例と同様の方法を採用することができる。

【0 1 2 5】また、本第 4 実施例は、先の第 1 ~ 第 3 実施例と併用しても良いし、或いは本第 4 実施例単独で利用しても良い。

【0 1 2 6】

【発明の効果】請求項 1 ~ 1 0 にそれぞれ記載された各発明は、以上のように構成されているので、以下に記載されるような効果をそれぞれ奏する。すなわち、第 1 に、従来のシステムのように、預金口座の預金残高に応じてポイントを付与するのではなく、契約で定めた行為があった場合には、預金残高に関わりなくポイントを付与することで、ポイントの計算が利用者にわかり易くすることができる。

【0 1 2 7】第 2 に、預金口座の預金残高に応じて段階的に変化する利息の適用利率を採用することで、利用者の不公正感を是正することができる。第 3 に、予め設定された一定期間の周期を採用することで、ポイントの増減を適用利率に周期的に反映でき、利用者の不公正感を是正することができる。さらに、請求項 2 記載の発明によれば、通知書の通知により、サインの変化を利用者にわかり易くすることができる。

【0 1 2 8】また、請求項 3 記載の発明によれば、通帳にサインを記録するようにしているので、サインの別を利用者にわかり易くすることができる。さらに、請求項 4 記載の発明によれば、適用利率の管理を簡便に行うことができる。

【図面の簡単な説明】

【図 1】利息管理装置のブロック図である。

【図 2】利息管理方法の概念図である。

【図 3】利息管理方法のタイムチャートである。

【図 4】利息管理装置の概念図である。

【図 5】顧客情報元帳の説明図である。

【図 6】普通預金元帳の説明図である。

【図 7】定期預金元帳の説明図である。

【図 8】積立預金元帳の説明図である。

【図 9】貸出元帳の説明図である。

【図 1 0】金利情報元帳の説明図である。

【図 1 1】利率の比較図である。

【図 1 2】適用利率を説明するための表である。

【図 1 3】取引点数テーブルを説明するための表である。

【図 1 4】取引に応じた利息の計算方法を説明するためのグラフである。

【図 1 5】取引に応じた利息の計算方法を説明するための表である。

【図 1 6】取引に応じた利息の計算方法を説明するための概念図である。

10 【図 1 7】図 1 4 に対応し、計算工程を説明するためのグラフである。

【図 1 8】図 1 4 に対応し、計算工程を説明するためのグラフである。

【図 1 9】図 1 4 に対応し、計算工程を説明するためのグラフである。

【図 2 0】利率変更による新利息の計算方法を説明するためのグラフである。

【図 2 1】利率変更による新利息の計算方法を説明するための表である。

20 【図 2 2】利率変更による新利息の計算方法を説明するための概念図である。

【図 2 3】図 2 0 に対応し、計算工程を説明するためのグラフである。

【図 2 4】図 2 0 に対応し、計算工程を説明するためのグラフである。

【図 2 5】図 2 0 に対応し、計算工程を説明するためのグラフである。

【図 2 6】通知書の作成の有無を説明するための表である。

30 【図 2 7】適用開始のお知らせの連絡はがきの表面図である。

【図 2 8】適用開始のお知らせの連絡はがきの裏面図である。

【図 2 9】適用終了のお知らせの連絡はがきの表面図である。

【図 3 0】適用終了のお知らせの連絡はがきの裏面図である。

【図 3 1】通帳の一部を示す平面図である。

40 【図 3 2】第 2 実施例を示し、金利情報元帳の説明図である。

【図 3 3】第 3 実施例を示し、金利情報元帳の説明図である。

【図 3 4】第 4 実施例を示し、金利情報元帳の説明図である。

【符号の説明】

10 利息管理装置                    20 メインコンピュータ

30 演算部                            31 ポイント付与手段

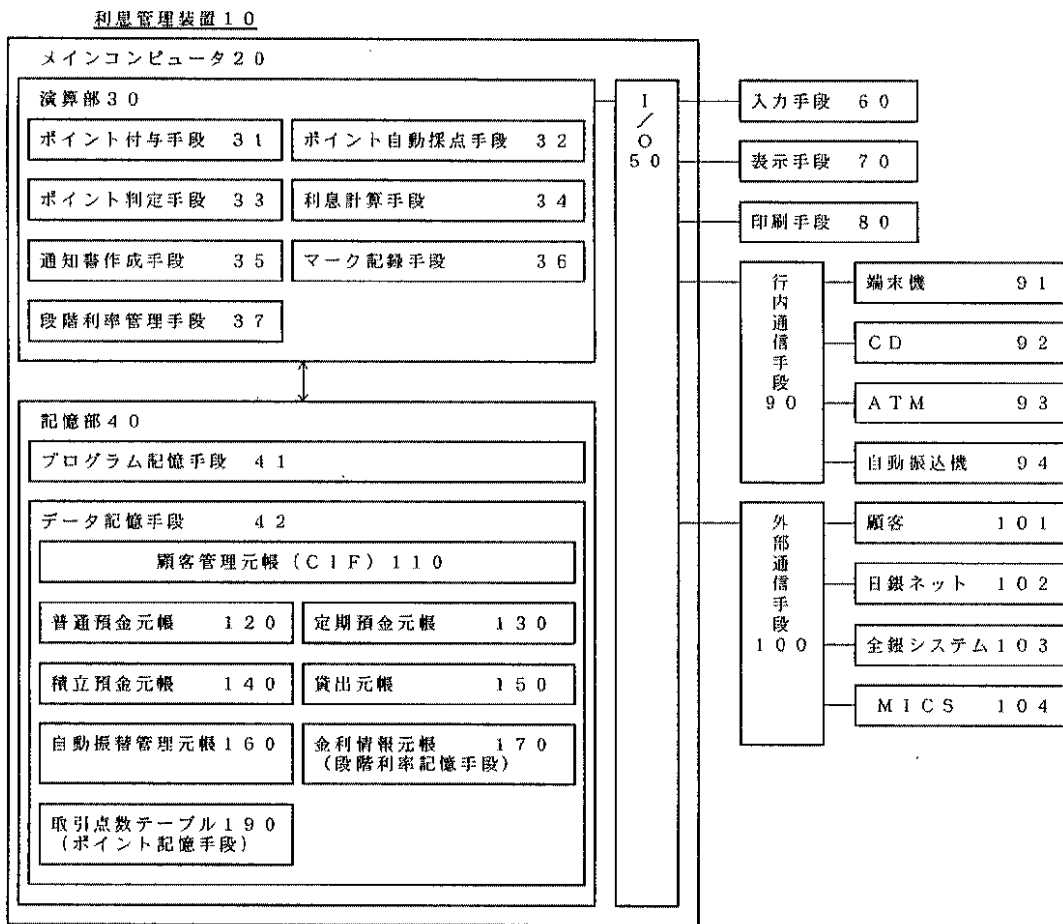
32 ポイント自動採点手段        33 ポイント判定手段

34 利息計算手段                    35 通知書作成手段

50 36 マーク記録手段                37 段階利率管理手段

- |               |                 |                 |                           |                      |          |
|---------------|-----------------|-----------------|---------------------------|----------------------|----------|
| 40 記憶部        | 27              | 41 プログラム記憶手段    | * 140 積立預金元帳              | 28                   | 150 貸出元帳 |
| 42 データ記憶手段    | 50 I/O          | 50 I/O          | 160 自動振替管理元帳              | 170 金利情報元帳(段階利率記憶手段) |          |
| 60 入力手段       | 70 表示手段         | 70 表示手段         | 171 普通預金及びスーパー普通預金の金利情報元帳 |                      |          |
| 80 印刷手段       | 90 行内通信手段       | 90 行内通信手段       | 172 定期預金の金利情報元帳           |                      |          |
| 91 端末機        | 92 CD           | 92 CD           | 173 積立預金の金利情報元帳           |                      |          |
| 93 ATM        | 94 自動振込機        | 94 自動振込機        | 174 貯蓄預金及びスーパー貯蓄預金の金利情報元帳 |                      |          |
| 100 外部通信手段    | 101 顧客          | 101 顧客          | 175 定期預金及びスーパー定期預金の金利情報元帳 |                      |          |
| 102 日銀ネット     | 103 全銀システム      | 103 全銀システム      | 176 積立預金及びスーパー積立預金の金利情報元帳 |                      |          |
| 104 MICS      | 110 顧客管理元帳(CIF) | 110 顧客管理元帳(CIF) | 180 非課税申告データ              |                      |          |
| 111 顧客メインレコード | 112 保有口座レコード    | 112 保有口座レコード    | 190 取引点数テーブル(ポイント記憶手段)    |                      |          |
| 120 普通預金元帳    | 130 定期預金元帳      | 130 定期預金元帳      |                           |                      |          |

【図 1】



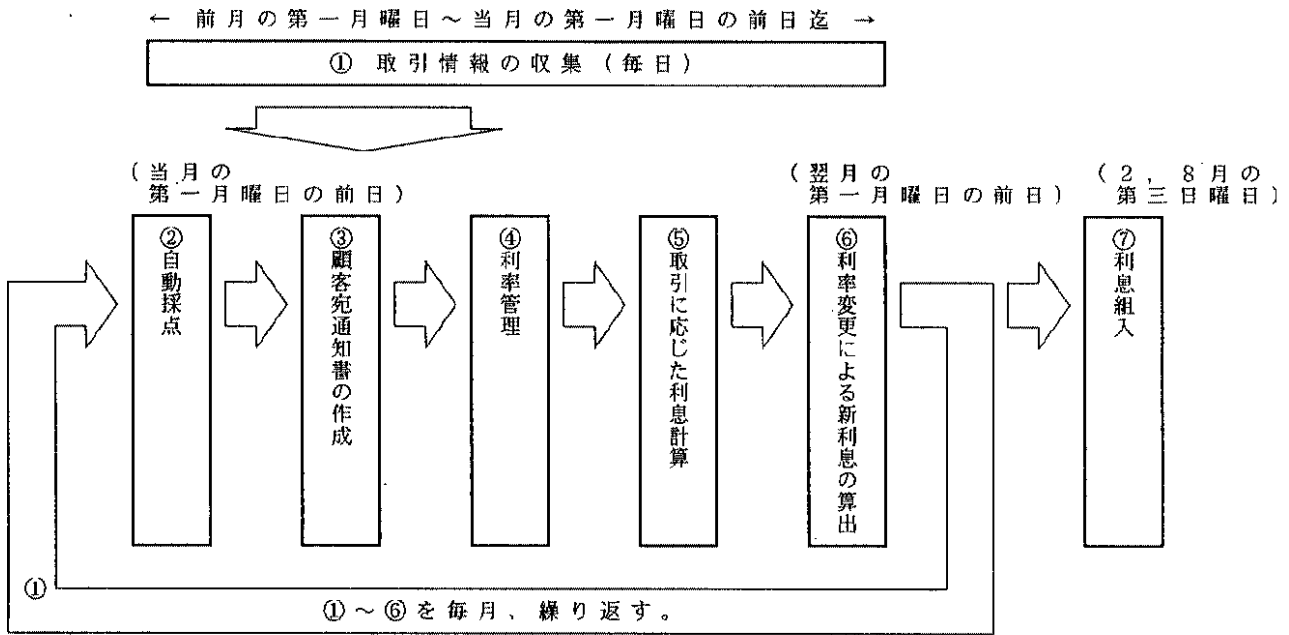
【図 8】

積立預金元帳 140		
科目	口座番号	
定期(積立)	20000200	

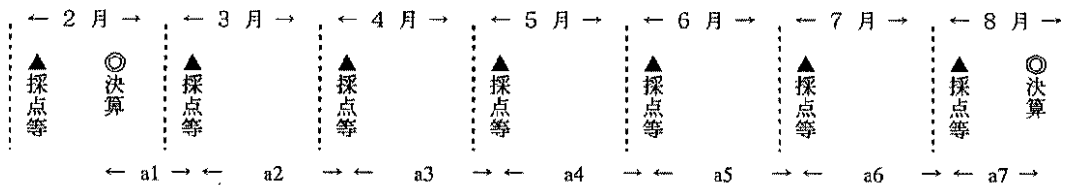
【図 16】

(取引前)		→	(取引後)	
預金残金	当期利息		預金残金	当期利息
20万円	112.54円		60万円	131.72円

【図2】

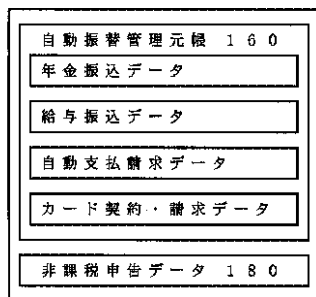
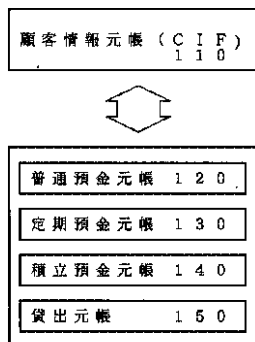


【図3】



【図4】

【図5】



顧客情報元帳 (CIF) 110

顧客メインレコード 111

顧客番号 (CIFNo.) 00000001

取引店番	氏名	生年月日	住所等顧客情報
001	〇〇 〇〇	528.06.06	□□県△△市

自動受取情報		自動支払情報			
年金	給与	電気	電気	テレビ	水道
ON		ON	ON	ON	ON

カード情報		非課税情報	
〇〇	□□ ΔΔ	マル優申告	マル特申告
ON	ON	350万円	

保有口座レコード 112			
科目	口座番号	科目	口座番号
普通	10010	定期	20000100
科目	口座番号	科目	口座番号
定期(積立)	20000200	貸出	60001

【図22】

預金残高	当期利息	預金残金	当期利息
70万円	213.54円	70万円	200.11円

【図6】

普通預金元帳 120		
科目	口座番号	ス-N-普通
普通	10010	ON
記帳用レコード		
残高80万円		
取引日	預金額	ス-N-普通
08.08.10	10万円	
08.09.10	20万円	ON
08.09.20	50万円	ON

【図7】

定期預金元帳 130		
科目	口座番号	
定期	20000100	
番号	期間	金額
001	1年	70万円
番号	期間	金額
002	1年	30万円

【図9】

貸出元帳 150		
科目	口座番号	
貸出	60001	
番号	種類	金額
001	住宅ローン	300万円
番号	種類	金額
002	手形貸付	100万円

【図10】

【図12】

預金残高	適用利率
1000万円以上	店頭表示利率1
300万円以上1000万円未満	店頭表示利率2
100万円以上 300万円未満	店頭表示利率3
50万円以上 100万円未満	店頭表示利率4
1000円以上 50万円未満	店頭表示利率5

【図15】

(利率)

預金残高	8/5~9/1
1000万円以上	利率1 0.50%
300万円以上	利率2 0.40%
100万円以上	利率3 0.30%
50万円以上	利率4 0.20%
1000円以上	利率5 0.10%

金利優待元帳170

普通預金及びス-N-普通預金の金利情報元帳171									
現在の利率	適用開始日	適用終了日	普通預金利率	ス-N-普通預金の利率(5段階)					
			利率	利率1	利率2	利率3	利率4	利率5	
過去の利率	適用開始日	適用終了日	普通預金利率	ス-N-普通預金の利率(5段階)					
			利率	利率1	利率2	利率3	利率4	利率5	
過去の利率	適用開始日	適用終了日	普通預金利率	ス-N-普通預金の利率(5段階)					
			利率	利率1	利率2	利率3	利率4	利率5	
過去の利率	適用開始日	適用終了日	普通預金利率	ス-N-普通預金の利率(5段階)					
			利率	利率1	利率2	利率3	利率4	利率5	

【図31】

(普通預金通帳)

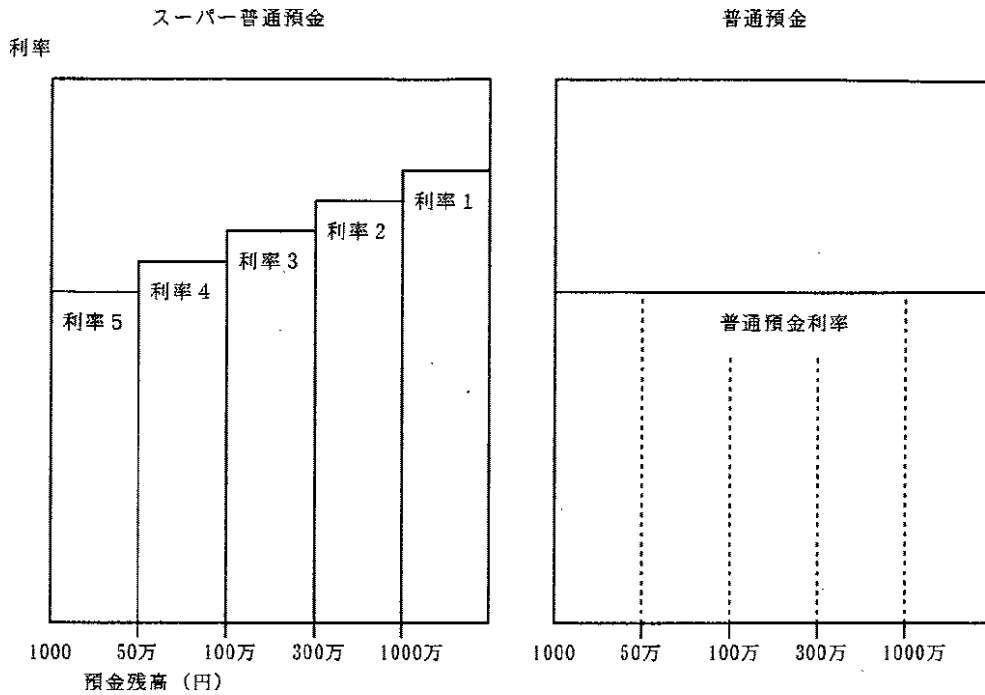
取引日	お預り金額	差引残高
08.08.10	¥100,000	¥100,000
08.09.10	¥200,000	¥300,000
08.09.20	¥500,000	¥800,000

【図26】

スーパー普通預金適用者サイン		通知書の作成
前回	今回	
×	×	×(作成しない)
×	○	○(適用者の旨の通知)
○	×	○(不適用者の旨の通知)
○	○	×(作成しない)



【図11】

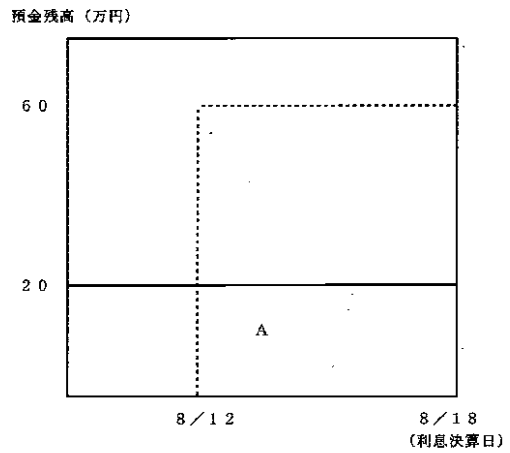


【図13】

取引益数テーブル1.9.0

取引項目	取引内容	ポイント数	解除期間
自動受取	年金	60ポイント	6ヶ月
	給与	40ポイント	1年
自動支払	電話	20ポイント 注) 左記の自動支払の契約が 2つ以上ある先	3ヶ月
	電気		3ヶ月
	テレビ		2年
	水道		6ヶ月
	ガス		3ヶ月
	税金		2年
その他	〇〇ぎん〇〇カード 〇〇ぎん△△カード 〇〇ぎんクレジットカード	20ポイント 注) 左記のカードがいずれか 1つある先	3年
	定期預金	20ポイント 注) 期間1年以上の定期が 100万円以上ある先	/
	積立定期(財形形成預金を に除きます) または定期積金保有者	20ポイント 注) 左記の預金がいずれか 1つある先	
	マルチ申告額350万円 または マルチ申告額350万円	20ポイント 注) 左記の申告額がいずれか 1つある先	
	個人ローンまたは 住宅金融公庫融資	20ポイント 注) 住宅金融公庫融資は返済金の 振替指定口座があること。	

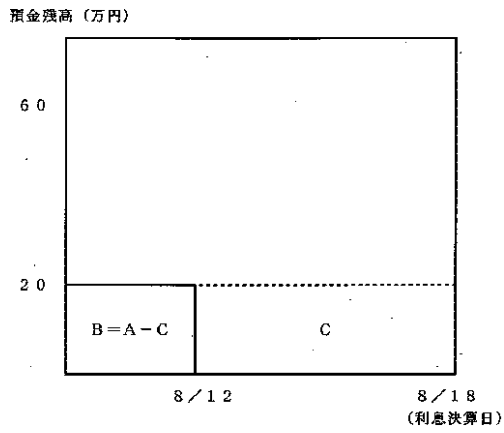
【図14】



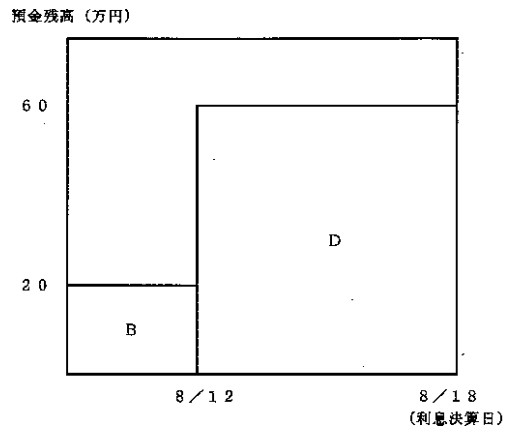
【図21】

預金残高		7/1~8/4	8/5~9/1
1000万円以上	利率1	0.55%	0.50%
300万円以上	利率2	0.45%	0.40%
100万円以上	利率3	0.35%	0.30%
50万円以上	利率4	0.25%	0.20%
1000円以上	利率5	0.15%	0.10%

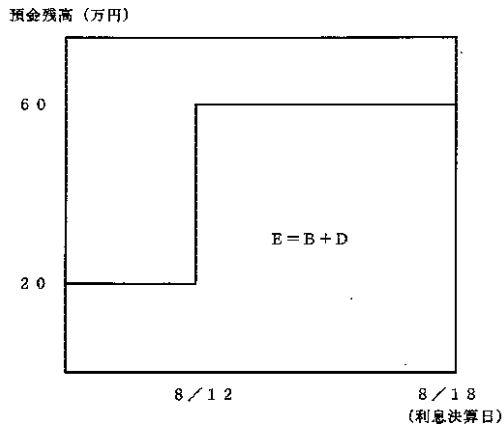
【図17】



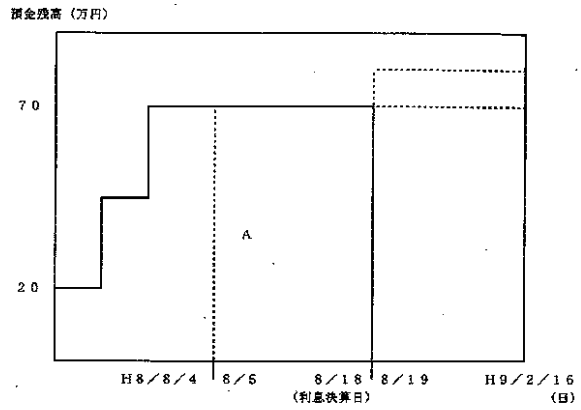
【図18】



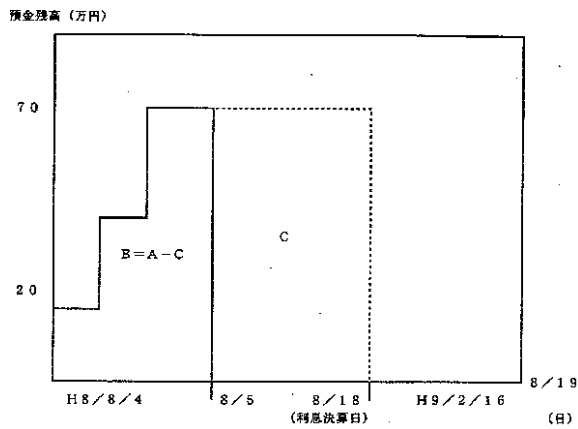
【図19】



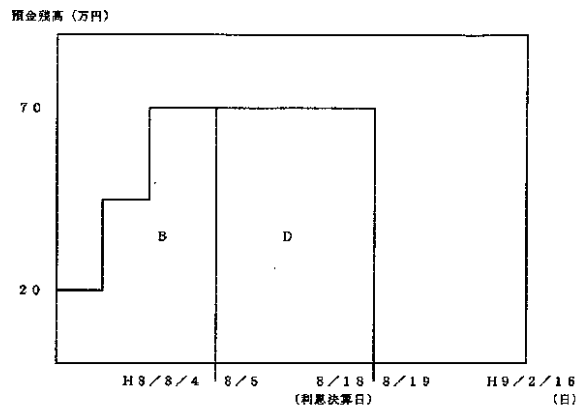
【図20】



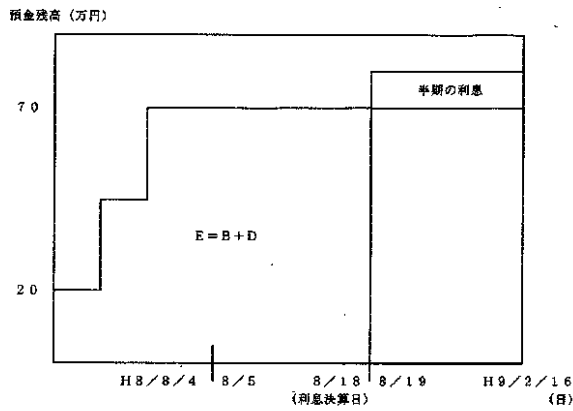
【図23】



【図24】



【図25】



【図27】

スーパー普通預金の適用開始のお知らせ

-----  
-----  
-----

作成日 平成8年12月30日

株式会社 ○○銀行      本店営業部  
TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

【図28】

口座番号	6123456				
現在残高	1,234,567円				
適用期間 (毎月見直し)	平成 8年12月 2日 から 平成 9年 1月 5日 まで				
お取引の内容 (取引ポイント)					
年金お受取	60ポイント	口座振替	テレビ	20ポイント	
給与お取引			電気		*
定期預金	20ポイント		ガス		
積立定期・定期積金			水道		
お優・お特申告額	20ポイント		電話		*
クレジットカード			税金		
個人ローン・住公					
ポイント合計	120ポイント				
* -----					
* -----					
* -----					

【図29】

スーパー普通預金の適用終了のお知らせ

-----  
-----  
-----

作成日 平成8年12月30日

株式会社 ○○銀行      本店営業部  
TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

【図30】

口座番号	6123456			
現在残高	1,234,567円			
適用期間 (毎月見直し)	平成 8年 12月 2日 から 平成 9年 1月 5日 まで			
お取引の内容 (取引ポイント)				
年金お受取	60*イント	口	テレビ	
給与お取引		座	電気	
定期預金		振	ガス	
積立定期・定期積金		替	水道	
マ*優・マ*特申告額	20*イント		電話	
クレジットカード			税金	
個人ローン・住公				
ポイント合計	80*イント			
*-----				
*-----				
*-----				

【図34】

金利情報元帳 170

積立預金及びス\*ハ\* - 積立預金の  
金利情報元帳 176

現在の利率	適用開始日	適用終了日	ス*ハ* - 積立預金の利率 (5段階)				
			利率1	利率2	利率3	利率4	利率5
過去の利率	適用開始日	適用終了日	ス*ハ* - 積立預金の利率 (5段階)				
			利率1	利率2	利率3	利率4	利率5
同上	適用開始日	適用終了日	ス*ハ* - 積立預金の利率 (5段階)				
			利率1	利率2	利率3	利率4	利率5
同上	適用開始日	適用終了日	ス*ハ* - 積立預金の利率 (5段階)				
			利率1	利率2	利率3	利率4	利率5

【図32】

金利情報元帳 170

貯蓄預金及びス\*ハ\* - 貯蓄預金の  
金利情報元帳 174

現在の利率	適用開始日	適用終了日	ス*ハ* - 貯蓄預金の利率 (5段階)				
			利率1	利率2	利率3	利率4	利率5
過去の利率	適用開始日	適用終了日	ス*ハ* - 貯蓄預金の利率 (5段階)				
			利率1	利率2	利率3	利率4	利率5
同上	適用開始日	適用終了日	ス*ハ* - 貯蓄預金の利率 (5段階)				
			利率1	利率2	利率3	利率4	利率5
同上	適用開始日	適用終了日	ス*ハ* - 貯蓄預金の利率 (5段階)				
			利率1	利率2	利率3	利率4	利率5

【図33】

金利情報元帳 170

定期預金及びス\*ハ\* - 定期預金の  
金利情報元帳 175

現在の利率	適用開始日	適用終了日	ス*ハ* - 定期預金の利率 (5段階)				
			利率1	利率2	利率3	利率4	利率5
過去の利率	適用開始日	適用終了日	ス*ハ* - 定期預金の利率 (5段階)				
			利率1	利率2	利率3	利率4	利率5
同上	適用開始日	適用終了日	ス*ハ* - 定期預金の利率 (5段階)				
			利率1	利率2	利率3	利率4	利率5
同上	適用開始日	適用終了日	ス*ハ* - 定期預金の利率 (5段階)				
			利率1	利率2	利率3	利率4	利率5

フロントページの続き

(58)調査した分野(Int.Cl.<sup>7</sup>, D B 名)

G06F	15/30	Z
G07D	9/00	451 C
G07G	1/12	321 Z